## 中央区の歌選考委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中央区の歌(以下「楽曲」という。)を制定するための組織 体制に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考委員会)

- 第2条 中央区にふさわしい楽曲を選考するために選考委員会を設置する。
- 2 選考委員会は、委員長、及び委員で構成する。
- 3 委員は別表1に掲げる者とする。

(委員長)

第3条 選考委員会委員長は、委員の互選により決定する。

(委員長の職務等)

第4条 委員長は会務を総理し、選考会の議長となる。

(関係者の出席)

- 第5条 選考委員会は、楽曲の選考にあたり必要と認めるときは、委員以外の者の 出席を求めることができる。
- 2 選考委員会は、委員の他に、音楽の専門家から助言を受けるため、オブザーバーを設置する。
- 3 オブザーバーは別表2に掲げる者とする。

(庶務)

第6条 選考委員会の庶務は中央区役所地域振興課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年7月1日から施行し、平成26年11月2日を以てその 効力を失う。

## 別表1 (第2条関係)

	団 体 名 等	人数
委 員	中央区魅力発信実行委員会 区民意識醸成事業部会長	1名
委員	中央区魅力発信実行委員会委員長	1名
委員	中央区魅力発信実行委員会委員	9名以内
委員	区内保育園・幼稚園教諭	2名以内
委員	区内小・中学校教諭指導主事	1名
委 員	区内在学高等学校生徒	2名以内
委員	区内在学短期大学・大学生	2名以内
委員	区内で活動するアーティスト	4名以内
委員	相模原市民音楽団体協会	1名
委員	相模原市文化協会	1名

## 別表2 (第5条関係)

役職	団 体 名 等	人数
オブザーバー	音楽専修大学教授	1名